

タイ王国及び他の東南アジア諸国の経済・産業動向、社会動向報告書

2018年2月

こんにちわ。鳥取県東南アジアビューローの辻です。

先月の本報告書で「タイプラスワン」の受け皿としてのカンボジア、ラオス、ミャンマーを取り上げましたが、今月はその3カ国にベトナムを加えた「CLMV」各国の投資規制についてご紹介します。

【CLMVとは？】

成長を続けるASEAN（東南アジア諸国連合）市場は、海外での商圏拡大を目指す日本企業にとっても重要な投資先として位置付けられています。域内各国の経済成長率は5～7%の伸びを示し、世界経済のけん引役として存在感を増しています。そんな中、比較的経済開発の遅れた後発 ASEAN と呼ばれるカンボジア (Cambodia)、ラオス (Laos)、ミャンマー (Myanmar)、ベトナム (Vietnam) の4カ国はそれぞれの頭文字をとって「CLMV」と呼ばれ、経済成長率が鈍化しつつあるタイやインドネシアにかわる新たな投資先として注目を集めています。

CLMV+タイ基礎情報

	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	タイ
人口 (万人)	1,558	680	5,390	9,170	6,796
GDP (億ドル)	180	123	649	1,936	3,953
GDP 成長率 (%)	7.0	7.0	7.0	6.7	2.8
インフレ率 (%)	1.2	1.3	10.8	0.6	-0.9
一般工の月額 賃金(ドル)	175 (プノンペン)	141 (ビエンチャン)	124 (ヤンゴン)	215 (ホーチミン)	346 (バンコク)
進出日系企業 (社)	156	114	250	1,451	8,890
在留邦人 (人)	2,270	671	1,330	13,547	64,285

(データ出所：日本国外務省、世界銀行、JETRO)

※データは2015年のもの

上の表で CLMV 各国とタイを比べると、GDP はタイがすばぬけて高いですが、GDP 成長率では CLMV 各国が 7%前後とタイを上回っており、この状況が続けば将来的に ASEAN 域内の経済格差を縮めていくことができると期待されています。中でも人口が 9,170 万人と一番多く、すでにチャイナプラスワンとして海外からの投資を積極的に受け入れているベトナムと、中国・タイ・インドと国境を接し、2011 年の民政移管後に外資企業の参入が相次いだミャンマーは、地政学的にもインドと中国の間で重要な位置を占めていると見られています。

表①では CLMV 各国とタイにおける外資に関する規制についてご説明します。

表① CLMV+タイ各国の外資に関する規制

国名	規制業種・禁止業種	外国企業の定義	土地所有	資本金に関する規制
カンボジア	外資規制が非常に緩く、多くの業種で外資100%による進出が可能	51%以上の出資比率	不可。最長50年の長期リース	最低資本金 5千ドル
ラオス	次の事業については、外国企業の参入が規制されている。①禁止事業(軍事産業、麻薬物資などを扱う事業、放射性物質を扱う事業など6業種)、②規制事業(農林漁業、運輸、金融・保険など9分野60業種)、③条件付で外国企業が参入できる事業(卸売・小売、建設、ホテルなど10分野20業種)、④ラオス国籍者のみに保全される事業(新聞・雑誌の印刷、陸上乗客輸送、診療所など14分野36業種)	現地企業と合弁の場合、外国企業の最低出資比率は資本金総額の10%以上	不可。最長50年の長期リース(経済特区は最長75年)	最低登録資本金 10億キープ (約12万ドル) ※業種により異なる
ミャンマー	次の事業については、外国企業の参入が規制されている。①連邦政府にのみ実施が認められている投資活動(軍事、郵便、航空、電気関連事業など9業種)、②外国人投資家による実施が認められていない投資活動(林業、鉱業、ツアーガイドなど12業種)、③ミャンマー国民が所有する企業体、又はミャンマー国民との合弁企業という形態でのみ認められている投資活動(漁業、農業、産業化学ガスの製造及び流通など22業種)、④関連する省の許可の下実施される投資活動(放送、畜産、鉄道など126業種)	1株以上の株保有(35%以上の出資比率に改正される見込み)	不可。外国企業の土地・建物の賃貸期間は原則1年まで。MIC(ミャンマー投資委員会)許可および土地権利許可を取得した外国企業は最長70年、経済特区は最長75年の土地賃貸権を得られる	最低資本金 製造業15万ドル サービス業5万ドル
ベトナム	次の事業については、外国企業の参入が規制されている。①投資禁止事業(麻薬物質などに関する事業、人身売買など)、②条件付投資事業(銀行、保険、物流事業、不動産事業など合計267業種)	51%以上の出資比率	不可。外国企業は政府から土地使用权を取得し、使用する	業種により最低資本金が異なる(法律的には製造業に対する最低資本金の制限無し)
タイ	次の事業については、外国企業の参入が規制されている。①外国企業による参入禁止業種(新聞、放送、土地取引など9業種)、②国家安全保障または文化・伝統・環境などに影響を及ぼす業種(安全保障、環境関連など13業種)、③産業競争力が不十分な業種(小規模な小売・卸売、広告、その他サービスなど21業種)	50%以上の出資比率	原則不可。ただしBOI(タイ投資委員会)奨励企業やタイ工業団地公社認定の工業団地内では取得可能	最低資本金 200万バーツ (約65万ドル)

(データ出所:JETRO)

タイ王国及び他の東南アジア諸国の経済・産業動向、社会動向報告書

2018年2月

外資に関する規制業種は各国によりさまざまですが、共通しているのは

- ① 製造業は外資 100%で進出が可能
- ② 土地の所有が不可(タイは BOI か IEAT の恩典により所有可能)

という2点ですが、下記に挙げますとおり国によって環境が異なっている上、東南アジアではよく見られる「法律の規定と運用が異なる」ケースもあるため、進出を検討する際には最新情報の確認が必要です。

【カンボジア】

表①にある通り、CLMV 各国の中で一番ハードルが低いのがカンボジアです。土地の所有についての規制を除けば、外国企業は内国企業とほぼ変わらない条件で投資をすることができます。他の国では規制業種とされている卸売業、小売業、運輸業なども外資 100%出資による法人設立などが可能です。その背景には、カンボジア政府が今までの縫製業を中心とした産業構造からの転換を図るために、積極的に外資を呼び込もうとする姿勢が見られます。

【ラオス】

卸売・小売、ホテル、運輸、自動車修理などのサービス業や建設、金融、保険の分野では、外国資本の会社に対しては、外資の出資比率と資本金にそれぞれ異なる条件が課せられています。これ以外にも各省庁の規定により規制される業種も存在するために、進出の際には注意が必要です。

【ミャンマー】

ミャンマーでは 2011 年の民政復帰後、規制緩和の動きが広がっており、流通業、小売業、輸入品販売などの業種において規制が廃止されました。その他、ホテル業、観光業、金融業でもライセンスを取得することにより 100%外資での進出が可能とされています。しかしながら土地の所有は認められておらず、長期借地についても投資委員会の投資許可が必要だったり、経済特区管理委員会による投資許可が必要だったり、製造業にとってはハードルが存在すると言うことができます。それ以外にも、長きにわたる軍政の影響が少なからず残っており、監督官庁の担当官の裁量により、実質的な外資規制が存在する場合もあるので、投資窓口や官庁と事前に相談しておくほうが良いと思われます。

【ベトナム】

ベトナムは社会主義国でありながら 1980 年代後半から市場経済を受け入れており、2007 年に世界貿易機構 (WTO) に加盟してからは、それまで規制分野であった金融・商業・運輸などのサービス分野での外資規制を撤廃する方針がとられました。近年では TPP への参加をにらみ、外資の出資制限を撤廃、外資 100%も可能にするなど更に外資が参入し易い環境の整備が進められています。ただし、いまだに輸入販売や小売業などではライセンスが認可されにくいケースも存在しています。

ワンページタイ経済

項目	単位	2015	2016	2017	2018
GDP 成長率	前年比 (%)	2.8	3.2	3.9	3.9 (17年)
人口*	千人	67,293	67,506	67,697	67,697 (17年)
労働者の数*	千人	39,165	37,792	37,716	37,791 (1月)
失業率**	%	0.89	0.99	1.18	1.26 (1月)
最低賃金* バンコク	バーツ/日	300	300	310	310 (2月)
チョンブリー		300	300	308	308 (2月)
アユタヤー		300	300	308	308 (2月)
ラヨーン		300	300	308	308 (2月)
賃金：全国製造業の平均	バーツ	12,305	12,402	12,473	12,657(1月)
インフレ率**	前年比 (%)	▲0.90	0.19	0.67	0.68 (1月)
中央銀行政策金利*	%	1.50	1.50	1.50	1.50 (2月)
普通貯金率**	%	0.56	0.47	0.47	0.47 (1月)
ローン金利(MLR) **	%	6.75	6.47	6.35	6.32 (1月)
SET 指数*	1975年：100	1,288.0	1,542.9	1,753.71	1,830.13 (2月)
バーツ/100円**	バーツ	28.31	32.53	30.27	28.95 (2月)
バーツ/米ドル**	バーツ	34.25	35.30	33.9	31.7 (2月)
円/米ドル**	円	121.0	108.8	112.2	109.3 (2月)
車販売台数 (1月からの累計)	台数	795,905	765,593	869,763	77,371 (1月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,237	1,688	1,227	1,227 (17年)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	809.4	861.3	625.08	625.08 (17年)

*期末、**平均

タイ王国及び他の東南アジア諸国の経済・産業動向、社会動向報告書

2018年2月

鳥取県東南アジアビューロー Tottori-Southeast Asia Trade and Tourism Bureau

担当：辻 三朗 Saburo Tsuji

Address: 1 Glas Haus Building, 12 FL., Room 1202/C, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.,
Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

Tel : +66-(0)-2-632-8032

Mobile : +66-(0)-86-358-7298

Mail : tottori@aapth.com

当拠点の運営法人（鳥取県より業務委託）

■アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社 <http://www.aapjp.com/index.html>

タイを中心に、ベトナム・インドネシア・インド・メキシコにて主に日系中堅・中小企業様の海外進出や進出後の会計税務法務を中心とした運営支援業務を行っております。